

## 学校<sup>1</sup>の施設又は物品により発生した事故等原因調査について (経過報告)

令和3年2月18日  
消費者安全調査委員会

消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第23条第1項の規定に基づき、学校の施設又は物品により発生した事故等について、令和2年2月から事故等原因調査（以下「本件調査」という。）を進めており、事故の原因究明及び類似の事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報を基に更なる事実の確認や分析を行っている。

本件調査については、当該調査を開始した日（令和2年2月27日）から一年以内に事故等原因調査を完了することが困難であると見込まれる状況にあることから、消費者安全法第31条第3項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告<sup>2</sup>する。

なお、調査委員会による調査は、事故の責任を問うために行うものではない。

### 1. 本件調査を行うこととした理由

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条及び学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第28条第1項の規定に基づき、安全点検を毎学期1回以上実施することになっている。しかし、事故情報データバンク<sup>3</sup>から、平成24年度～29年度に小学校、中学校又は高等学校において、学校の施設又は物品により発生した重大事故等<sup>4</sup>の情報366件を抽出<sup>5</sup>し分析すると図1に示すとおり毎年度60件程度（死亡事故2～4件含む）が継続的に発生している。また、事故は様々な態様<sup>6</sup>で発生しており、図2に示すとおり、押し潰し、落下等の事故では、死亡事故も発生している。代表的

---

<sup>1</sup> 学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条）。

<sup>2</sup> 本経過報告の調査内容は、現時点の調査結果に基づくものであり確定したものではない。

<sup>3</sup> 「事故情報データバンク」は、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関から「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ提供システム（平成22年4月から正式運用開始）のことである。

<sup>4</sup> 消費者安全法第2条第7項第1号の規定に該当する死亡、負傷又は疾病（30日以上の治療期間）等の事故。

<sup>5</sup> 事故情報データバンクから重大事故等の情報を抽出するに当たっては、①スポーツにおける当該競技内容に特有の事故、②第三者の行為が主な原因になった事故、③被災者固有の原因による事故、④被災者の私物が要因となった事故については対象外とした。

<sup>6</sup> 押し潰し、落下、挟まれ、直撃、衝突・接触、転倒・転落、火傷、切創、その他の生命身体被害、発火・ガス漏れの10態様。

な死亡事件事例を表1に示す。さらに、これら重大事故等の内容を精査したところ、適切な安全点検の実施が事故防止に有用と推定される事故が図3に示すとおり小学校、中学校及び高等学校共に60%以上あった。

以上から、調査委員会は「事故等原因調査等の対象の選定指針」（平成24年10月3日消費者安全調査委員会決定）に基づき、再発防止に向けて調査を行うこととした。

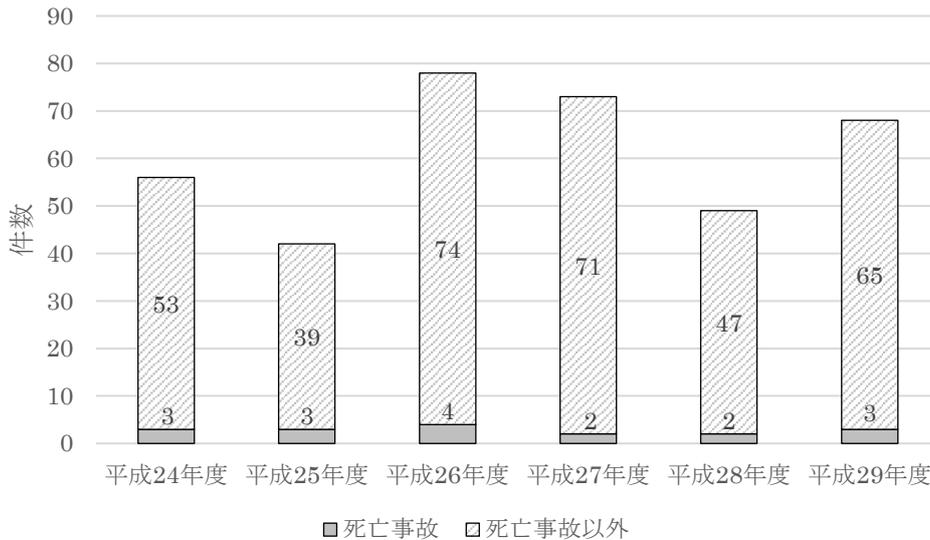


図1 事故発生件数と死亡事故件数の推移（平成24年度～29年度）

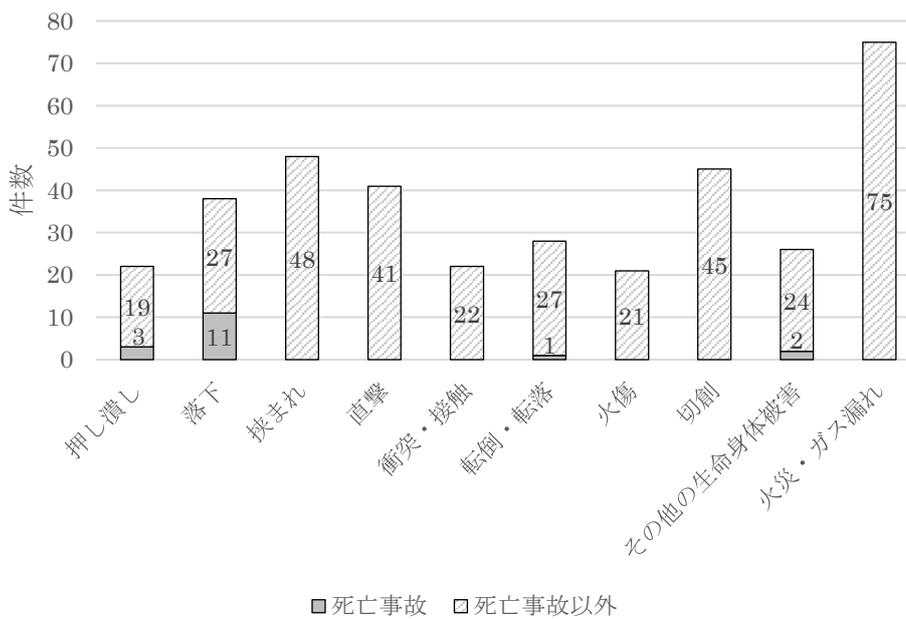


図2 態様別発生件数と死亡事故件数

表 1 死亡事件事例

発生年度	学校の種類	態様	事故内容
平成24年度	小学校	落下	屋上で学習するため教室から移動し、巻尺を使って計測を行った。計測後、教室に戻る指示があった際、本児童は天窗（直径1.3m、厚さ4mm、高さ70cm）の上に乗れ、5回程度飛び跳ねたところ、天窗が割れて約12m下の1階コモンスペースに転落した。救急車で病院に搬送されたが、同日死亡した。
平成27年度	小学校	落下	掃除終了後の休憩時間中、教諭の資料が、教室の南側柱に設置されていた扇風機にからんでいるのを発見した他の児童が、棚の上に乗って直そうとしていた。本児童が手伝うと言い、棚の上に乗って資料を移動させた時バランスを崩し、2階の窓から1階のコンクリート部分に転落した。その際、頭部を強打した。（担任は、廊下で他の児童の指導をしていた。）すぐに落下場所に駆けつけたが、反応がなかった。救急車で搬送、さらにドクターヘリで、病院に搬送した。治療を受けたが翌日死亡した。
平成28年度	小学校	押し潰し	体育の授業でサッカーをしていた生徒がゴールポストの網にぶら下がったところ、ゴールポストが倒れ、下敷きになり、搬送先の病院で死亡が確認された。

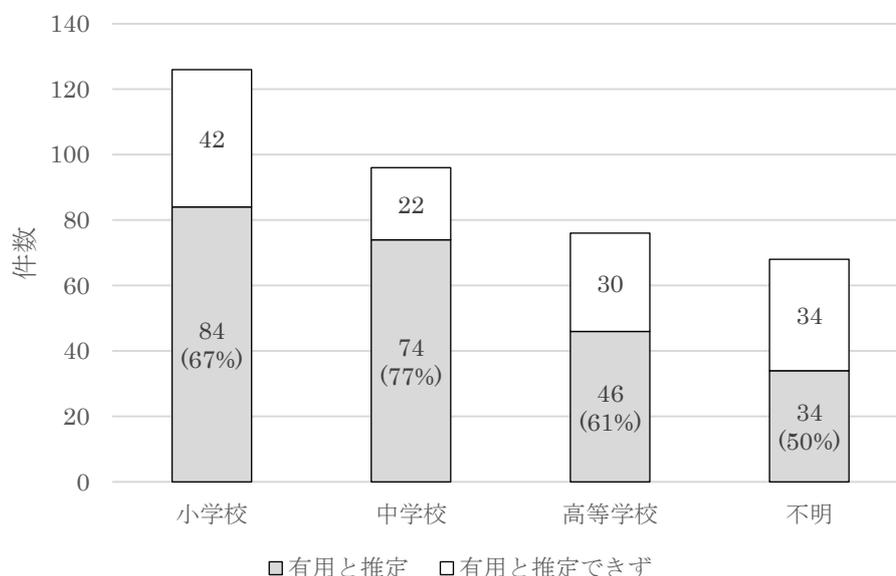


図 3 安全点検が事故防止に有用と推定される事故の件数（学校種類別）

## 2. 本件調査の概要

調査委員会は、学校の施設又は物品により発生した事故等について、以下の調査を行うこととし、教育社会学、人間工学、リスクアセスメント又は労働安全の各分野の専門委員計4名を担当として指名した。また、図3に示すとおり対象とする事故<sup>7</sup>の発生が比較的多い小学校及び中学校を対象に調査を実施することとした。

<sup>7</sup> 学校が提供する役務環境の施設又は物品が危険源として常態化した状況で発生した事故（押し潰し、落下、挟まれ、直撃、衝突・接触、転倒・転落、火傷、切創、その他の生命身体被害）及び重大な被害を発生させるおそれのある著しく異常な事態（火災・ガス漏れ）。

#### (1) 安全点検の試行調査等

調査委員会は、指定する学校に対し、安全点検の実施内容等に関してヒアリングを実施し、運用中の安全点検表の様式等の収集を行った。また、調査対象の事故情報（366件）を分析した結果を基に、未然防止の視点で安全点検表を策定した。同安全点検表を用いて、小学校及び中学校を対象とした安全点検を試行するための事前準備を実施しており、引き続き試行調査を行う。

#### (2) 安全管理活動の実態調査

調査委員会は、安全管理活動の実態について、全国の小学校及び中学校を対象とするアンケート調査事項を策定した。その概要は以下のとおりであり、小学校1,000校、中学校500校を対象として調査を実施している。

- ①学校環境に係る安全管理体制について
- ②安全点検の実施について
- ③安全点検結果の対処について
- ④学校環境に係る安全の考え方について
- ⑤今後の学校環境に関する安全管理活動について

アンケート調査結果から、安全管理活動の課題等を抽出し、実現性のある安全管理活動の策定に反映する。

#### (3) 安全管理活動のモデル実証

安全点検の実施体制及び実施方法と実施結果の管理方法等について、(1)安全点検の試行調査等及び(2)安全管理活動の実態調査の結果を基に安全管理活動の実施要領（案）を策定する。

さらに、策定した実施要領（案）の実現性を確認するため、指定する学校が自ら試行することにより安全管理活動のモデル実証を行う。

#### (4) 事故情報の分析調査

調査委員会は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが保有する災害共済給付実績データ<sup>8</sup>を分析<sup>9</sup>し、地域、季節等による事故発生の特徴を確認している。

### 3. 今後の調査

現在実施中の安全管理活動の実態調査及び事故情報の分析調査について継続す

---

<sup>8</sup> 学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、災害共済給付の実施によって得られる災害事故情報を集積（年間約100万件）したものである。このうち、重大事故等に該当する事故情報が事故情報データバンクに登録されている。

<sup>9</sup> 災害共済給付実績データのうち、平成28年度～30年度のデータから学校の施設及び物品により発生した事故等に関するデータを抽出している。

る。また、調査委員会にて策定した安全点検表を用いて小学校及び中学校を対象として実施する安全点検の試行調査等及び指定する学校における安全管理活動のモデル実証については、新型コロナウイルス感染症拡大等の社会情勢に鑑み、実施時期、方法等を考慮して実施する。

調査委員会は、引き続き、各調査によって得られた結果を踏まえて調査を進める。